

特許権	判決年月日	令和 3 年 7 月 2 9 日	担当部	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	令和 2 年（行ケ）第 1 0 1 3 4 号		
○ 発明の名称を「インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステムおよび方法」とする発明について、審決における主引用例に副引用例を適用しても、同発明の構成に至らないなどとして、容易想到性が否定された事例。				

（事件類型）審決（拒絶）取消 （結論）審決取消

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）特願2016-503116

（審決）不服2019-55号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステムおよび方法」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。同審決は、本願の特許請求の範囲の請求項8に係る発明（以下「本願発明8」という。）と甲1記載の引用発明とを対比すると、相違点1～4が認められるものの、甲2～5に記載の各技術をそれぞれ引用発明に適用することにより、当業者がこれを採用することを容易に想到し得たと判断したものである。

2 本判決は、概要、次の理由により、原告主張の取消事由のうち、相違点の認定の誤り及び相違点4に係る容易想到性の判断の誤りは、いずれも理由がないが、相違点1及び相違点2に係る各容易想到性の判断の誤りは、いずれも理由があると判断し、相違点3に関しても、特許庁において更なる審理判断がされることを考慮して、一定の判断を示した。

（1）相違点の認定の誤りについて

関係証拠によると、クラウドコンピューティングにSaaSとASPが含まれると解することができ、本願の特許請求の範囲にも明細書にも本願発明8の「サービス・クラウド」が、ASPを排除するものとしてのSaaSである旨を明確に示す記載は見当たらない。

「一般にASPによって運営されるシステムは、ネットワーク経由でユーザにソフトウェアを利用させる形態を指す」として、そのように運営される引用発明の「m p x」が本願発明8の「サービス・クラウド」に相当するとの本件審決における認定に誤りはない。

（2）相違点1に係る容易想到性の判断の誤りについて

本件審決は、引用発明に甲2記載の技術を適用した発明は、OTTデバイスの「ファイルの受信品質および受信性能の指標を含む品質情報を取得する」構成を備える方法ということができ、同構成は、相違点1に係る本願発明8の構成に相当すると判断した。

しかし、甲2の記載からすると、甲2記載の技術は、ファイルの効率的な配信のための技術であって、そこで取得される品質情報は、クライアント計算機の性能や動作状態、あ

るいは回線状態などに関するものと認められる。甲２にはディスプレイ装置との接続が示唆されているが、外部装置として取り扱われており、ディスプレイから何らかの情報を取得することについての記載は見当たらない。したがって、同技術における「受信品質の指標・・・および受信性能の指標を含む品質情報」に、ディスプレイ装置の品質等の情報が含まれているとまでは認められず、その点に係る技術常識等を認めるべき他の証拠もない。

そうすると、引用発明に甲２技術を適用したとしても、直ちに「ディスプレイ装置」の「品質情報を取得する」ことまでをも含む構成になるということはできず、相違点１に係る本願発明８の構成に相当するものになるとはいえない。

(3) 相違点２に係る容易想到性の判断の誤りについて

本件審決は、引用発明と甲３記載の技術は、送信クライアント、受信クライアント及びサーバとの間でデータ送受信を行う方法である点において共通することから、引用発明に甲３技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことであるとした。

しかし、同技術がピアツーピアシステムに係るものであるのに対し、引用発明は、コンテンツの取込み、自動パブリッシング、配信及び格納並びに収益化等の複合的なタスクが実行可能であるもので、それ自体が主体的にコンテンツの取込みや配信等を行う方法であるものと解されるから、同技術と引用発明とは、少なからず技術分野を異にする。「送信クライアント、受信クライアント及びサーバとの間でデータ送受信を行う方法」という広い技術分野に属することから直ちに、それらの関係性等を一切考慮することなく、引用発明に同技術を適用することを容易に想到することができるものとは認め難い。甲３に、他に、同技術を引用発明に適用する動機付けや示唆となる記載があるとも認め難い。

(4) 相違点３に係る容易想到性の判断の誤りについて

本願発明８の「ライブ・データ・フィード・ゲートウェイ」は、サービス・クラウドに備えられ、コンテンツをサービス・クラウドの外部の供給源からディスプレイ装置に提供する機能を有するものと認められ、また、「ライブ・データ・フィード」という用語からすると、外部の供給源から供給されるデータには「ライブ」の要素が含まれるものと解されるが、甲４記載の技術が、上記の「ライブ」の要素が含まれるデータの供給に関する構成を含むものであるかは明らかでないから、引用発明に同技術を適用しても、直ちに相違点３に係る本願発明８の構成に至るものかは明らかでない。原告が取消事由として主張するものではないが、特許庁において更なる審理判断がされることを考慮して判示する。

(5) 相違点４に係る容易想到性の判断の誤りについて

引用発明と甲５記載の技術は、いずれもサーバにコンテンツを取り込む方法に係るものであるという点で技術的な共通性を有するといえ、引用発明に同技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。そして、引用発明に同技術を適用した発明が備える構成は、相違点４に係る本願発明８の構成に相当するといえることができる。よって、相違点４に係る本願発明８の構成を採用することは、当業者が容易に想到し得たことである。